

# フィリピン・ビコール地方サンミゲル島の 海洋保護区(MPA)の現状と課題

高知大学・新保輝幸

高知大学・Cheryll Casiwan Launio

高知大学・諸岡慶昇

熱帯地域の沿岸域のサンゴ礁は、周辺の海草藻場やマングローブ林と共に、生物生産性・生物多様性が共に高い生態系の基盤となり、水産資源を涵養して地域住民の漁業生産を支えている。しかし近年、過剰漁獲や沿岸域の開発、さらにはダイナマイトや青酸を用いる違法漁業などにより多くの地域でこれら沿岸域の海洋自然資源が劣化し、漁業生産も低下している。それに対応し、漁業生産の維持・回復、生態系の機能や生物多様性の保護を目的として海洋保護区(Marine Protected Area; MPA)を設定し、禁漁や違法漁業の監視といった様々な保護活動を行う動きが各地で広がっている。だが、このような MPA は地域住民、特に日常的に海域を利用する漁民の協力なくしては成り立たない。そのため多くの MPA でコミュニティ主体の管理方式(Community-Based Management)がとられ、保護区の設定から管理に関する意思決定、日常の監視活動までもが地域住民によって担われるケースが見られる。本研究で取り上げるフィリピン・ルソン島南部のビコール地方ラゴノイ湾に位置するサンミゲル島（アルバイ州タバコ市）の MPA もそのような事例の一つである。

ビコール地方では、人口増や近代的な漁業手段の導入に伴い漁獲圧が高まり、沿岸域の水産資源や環境資源の劣化が進んできた。サンミゲル島周辺海域もその例に漏れない。サグロン村はサンミゲル島を構成する 5 つの村の一つで 2005 年現在人口は 3 千人を越える。村前面のサンゴ礁や海草藻場が発達する海域 225ha は”Marine Fishery Reserve (MFR)”として伝統的な漁法以外は禁止され、その中央部 100ha は”Sanctuary”としてすべての漁業が禁止されている。1997 年タバコ市から MPA 設定を提起されたサグロン村は住民集会を開き 2 ヶ月をかけてその賛否を討論し、「子孫のために良好な環境を残す」という観点から合意をみた。それを受けてタバコ市議会が条例を制定し 1998 年に MPA が設置された。同時に MFR 管理に関する意思決定を行う MFR 管理委員会、MFR での密漁を監視・通報する自警団的組織(Bantay Dagat)等が住民によって組織された。MPA を支援する現地ビコール大学の調査によれば、MPA 設置後、サンゴの被度は回復し、水産資源にも好影響が現れた。

しかし住民主体の管理は、情報面や監視コストの面で様々な優位性があるにしろ、利害関係者の合意が前提となるため、コミュニティのサイズが大きくなると様々な困難が発生する。サグロン村でも、原動機付き漁船を所有する上層漁民とそれ以外の漁民の間で階層分化の兆しがみられ、MPA は原動機なしの漁船しか持たない漁民や舟なし漁民など島に近い海域で漁をせざるを得ない者に不利に働く等の不満も顕在化しつつある。加えて 2006 年 12 月、半世紀に一度の規模の大型台風が島を直撃して大きな被害をもたらし、90% の漁船が失われた。MFR も一時的な開放を余儀なくされ、様々な意味で曲がり角を迎えていた。

本研究では、サンミゲル島の MPA の概要をまとめた上で、2007 年 9~10 月にサンミゲル島 5 ヶ村の住民を対象に行った社会・経済的属性に関する標本調査の結果などを中心に、MPA を支える地域社会の現状を分析する。その上で MPA 存立に向けた課題を検討する。